（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

［一・二　略］

三　令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七　［略］

八　［略］

３　［略］

第六十八条　削除

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第七十三条　法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　閉鎖措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設（以下この条において「閉鎖措置期間性能維持施設」という。）

六　閉鎖措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七　［略］

八　閉鎖措置に係る品質マネジメントシステム

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

七　［同上］

３　［同上］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第六十八条　法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年一回行うものとする。

２　前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業員その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第七十三条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

［号を加える。］

２　［同上］

［一～五　同上］